

陳 情 文 書 表

(保健福祉局)

受 理 番 号	4 4 5 2	受理年月日	令和 7 年 9 月 22 日
件 名	住宅が隣接し密集する袋地における住宅宿泊事業の見直し		
要 旨	私たちは左京区高野西開町20番10号に開業予定の住宅宿泊事業によって生活環境に重大な影響を受けかねない同町内会の住民である。これまでに、住民の多くが参加し数時間に及ぶ説明会を二度重ねたものの、事業者の説明は疑念を解くどころか不安と不信を深め、住民との調和をますます遠ざけている。特に当該地は住宅が隣接・密集する袋地であり、その環境ゆえに懸念が一層深刻である。結果、町内全員のほか、近隣地域に暮らす多くの住民も反対の意思を示し、反対署名は9月22日時点で約1,050筆に達し、今も増え続けている。 もちろん、京都市が条例整備や許可制への移行に尽力していることは承知している。しかし、本件は、そうした市の努力とは異なる次元に、制度の趣旨と現実との間に埋めるべき溝があることを示している。駆け付け10分などの一見厳しい条件を形式的にクリアすれば、そのことがお墨付きを業者に与え、袋地であっても法的な権利関係や住民の安全・安心を軽視した強引な開業が可能となってしまう。 住民が直面している不安と、事業主及び管理者に見受けられる課題は以下のとおりである。 東京在住の事業主が運営を管理者に委託する計画である一方、その管理者による説明は一貫性を欠き、住宅が密集する袋地に必要な管理を実質的に担う意向や具体策が確認できない。住民との調和に向けた対話姿勢に欠け、基本的な質問にも答えられず、論点ずらしや逆質問・威圧が繰り返される。 管理者の駆け付け体制及び待機場所に関する質問に対して回答が二転三転している。さらに、その全てが市の職員による実地調査をパスしたはずの届出内容と食い違っている。 また、住宅宿泊事業本来の趣旨である住民の生活環境の保全に欠ける。特に、住宅が隣接・密集する袋地における火災及び救急時の具体的対策が不明確である。そもそも誰が出入りするかが明瞭であることが前提の私有地であり、そこへ不特定多数の往来があることで、住民が長年守り続けてきた安心できる生活空間が損なわれることが危惧される。 騒音問題などのトラブル対応についても、住民が警察を呼べば良いと発言するなど、管理者が現地で責任を持って対応する体制が示されない。同様に、チェックイン、ゴミ、騒音、タバコの喫煙、塀や建物の破損などに関しても、住宅が隣接・密集する袋地特有の事情を踏まえたトラブル対応について、実質的に住民任せの丸投げ状態である。 については、市民の住環境を確実に守り、併せて制度本来の趣旨に基づいた運用がなされるように、まずは本件のような住宅が隣接し密集する袋地といった特殊な住宅地を対象に、条例・制度・運用について適正かつ実効性がある見直しと必要な改善措置の実施を願う。		
陳 情 者			
回付委員会	環 境 福 祉 委 員 会		